

新型交付金等により地方創生に係る財源の確保を求める意見書

将来にわたって人口減少問題の克服と成長力の確保を実現するため、まち・ひと・しごと総合戦略の政策パッケージを拡充、強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要となる中、政府は、本年6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定しました。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に地方版総合戦略を策定することから、政府は、その策定を推進するとともに、同戦略に基づく事業など地域発の取り組みを支援するため、継続的に財源の確保を行うことが重要となります。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地方財政計画におけるまち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには平成28年度に創設される予定の新型交付金の三者の役割分担を明確にした上で、必要な財源を確保すること。
2. 平成27年度に創設された1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるため、恒久財源を確保した上で、5年間は継続すること。
3. 新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、人件費やハード事業等にも活用できるようにするなど、自治体にとって使い勝手のよいものにするなど、自治体にとって使い勝手のよいものにするなど。
4. 新型交付金事業に関し自治体に負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案した上で、適切な地方財政措置を講じるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月21日

枚方市議会議員 大森 由紀子

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

地方創生担当大臣